

第 27 号

発行者
 社団法人
 日本プールアメニティ施設協会
 〒160-0022 新宿区新宿2-6-3
 URL <http://www.jpaa.com/>
 E-mail jpaa@sepia.ocn.ne.jp
 TEL 03-5366-5703
 FAX 03-5366-5629

第15回 定期総会開催

平成11年 6月29日午後3時30分より東京都渋谷区代々木ホテルサンルート東京で第15回定期総会が開催された。

会議は定刻に事務局による開会挨拶に続いて、浜田副会長挨拶の後、定足数の確認が行われ、正会員総数30出席27で定款に規定する定足数を越えたので総会の成立を確認した。議長に全会一致で三浪善吾氏を選出し議案審議に入った。

1. 議題
 - 第1号議案
議事録署名人の選任に関する件
大野学 小川啓介 両氏を全会一致で選出
 - 第2号議案
平成10年度事業報告
事務局より報告後審議し採決を行った。
全会一致で賛成承認された。
 - 第3号議案
平成10年度会計報告
事務局より報告後審議し第A号議案と一括採決を行った。
 - 第4号議案
監査報告
事務局より報告後審議し第3号議案と一括採決を行った。
全会一致で賛成承認された。
 - 第5号議案
定款変更
事務局より報告後審議し、条文の趣旨を変えない範囲での文章の変更を事務局に一任する付帯決議を採択後採決を行った。
全会一致で賛成承認された。
定款変更に必要な総会員数の2/3以上の賛成が得られた
 - 第6号議案
諸規定変更の件
事務局より報告後審議し採決を行った。
全会一致で賛成承認された。
 - 第7号議案
会員及び役員に関する件
事務局より報告後全会一致で承認された。
 - 第8号議案
役員改選の件
理事 小島良三 株式会社荏原製作所取締役
監事 金子徳司 ヤマハ発動機株式会社
事務局より報告後審議し採決を行った。
全会一致で選出された。
 - 第9号議案
平成11年度事業計画一部修正の件
事務局より報告後審議し採決を行った。

全会一致で賛成承認された。
 第10号議案
平成11年度予算一部修正の件
事務局より報告後審議し採決を行った。
全会一致で賛成承認された。
 16時30分すべての議案を終了し総会は閉会した。

第2号議案 平成10年度事業報告

1. 調査研究事業
 - 1-1. プール衛生管理実態調査
調査方法に付いて検討したが実施できなかった。
 - 1-2. 水質等の計測項目簡易測定法の調査
大腸菌の簡易測定器について調査し、課題を絞り込んだ。
2. 講習会事業
 - 2-1. プール衛生管理者講習会
平成10年度は講習会を6回開催し、受講者332名を得た。延べ3,030名となった。詳細は以下の通りです。
 第35回H10.5.14-15.東京63名
 第36回H10.6.18-19.大阪96名
 第37回H10.9.17-18.東京44名
 第38回H10.10.15-16.大阪32名
 第39回H11.2.18-19.東京60名
 第40回H11.3.18-19.大阪37名
 - 2-2. メンテナンス技術者講習会
平成10年度は講習会を2回開催し、受講者33名を得た。延べ564名となった。詳細は以下の通りです。
 第35回H10.11.1.東京13名
 第36回H10.12.1.大阪20名
 - 2-3. 学校教職員対象プール管理者講習会
5月実施案作成
3. アメニティ基準設定
 - 3-1. 基準作成
アメニティプロジェクト研究会で作成した基準を確認して機関紙にて公表した。
機器規格基準について、UVの規格に補足を加えた。
 - 3-2. 機器認定
平成9年度に発足し、平成10年度は認定部会を3回開催し4社14機種を認定した。延べ11社42機種となる。
 10.6.24 2社 6機種
 10.10.1 1社 5機種
 11.2.4 1社 3機種
4. 情報の提供
 - 4-1. 機関紙
機関紙プールアメニティを5回発行、情報の提供をした
22号10.5.28.アメニティガイドライン

- 23号10.6.30.総会報告
- 24号11.1.1.新年号
- 25号11.2.10.機器規格認定
- 26号11.3.25.原虫、感染症対策
- 4-2. 研究誌は創刊出来なかった。
- 4-3. 衛生管理のVTR・CD発行
学校職員向け企画と共通化しコンテンツ案を作成した
5. コンサルティング事業
 - 5-1. ホームページ開設
[http://www.jpaa.com.](http://www.jpaa.com/)のURL

で5月末開設しました。12月にメンテナンスを行いました。閲覧者は概ね2,800名と思われる。
 5-2. 相談室開設
ホームページに相談室を開設し、料金表は完成しなかった。
 6. その他の報告事項
 6-1. 水泳プール水質調査実施 (厚生科学研究)
平成11年度に水泳プール水質調査を実施することとなった。

第3号議案 平成10年度会計報告

収支の部 21,308,719 予算 28,390,000
 支出の部 21,235,473 予算 28,390,000
 収支の部が支出の部よりも73,246円多かった。
 平成10年度期末正味財産26,252,493円

第5号議案 定款変更

要旨 事務所住所変更及び評議委員の項削除 (詳細略)

第6号議案 諸規定の変更

1. 協会の書類様式はJIS A-4版を基準とする。
2. 講習会の申込方法に電子メールを加える。
3. 諸規定を網羅し業務基準書を作成する。
諸規定の変更は企画運営委員会が原案をまとめ、理事会の承認を得、早期実施するものとする。

第9号議案 平成11年度事業計画一部修正の件

1. 調査研究事業
 - 1-1. プール衛生管理実態調査の内容を修正、ドイツ規格1997の調査検討とする
 スケジュール 調査翻訳 4月-7月
 項目検討 8月-10月
 まとめ 11月-1月
 厚生科学研究の調査に協力する

第10号議案 平成11年度予算一部修正の件

収入の部 19,897,000を19,115,000に修正
 支出の部 19,897,000を19,115,000に修正
 収入減は退会者分であり支出の削減は人件費の削減により実施する。
 別紙-4参照 (省略)

平成10年度社団法人日本プールアメニティ施設協会収支決算書

1. 収支決算書 (自 平成10年4月1日 至 平成11年3月31日)
 一般会計 (単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
当期収入合計	28,390,000	21,308,719	△7,081,281
支出の部			
1 管理費	8,733,000	6,370,643	△2,362,357
2 事業費	19,657,000	14,864,830	△4,792,170
当期支出合計	28,390,000	21,235,473	△7,154,527
当期収支差額	0	73,246	73,246

社団法人日本プールアメニティ施設協会 定款の一部を改正する新旧対照表

改 正 案	現 行
(事業所) 第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区新宿2丁目6番地3号に置く。 (役員の数) 第14条 6-(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。 第6章 別除 第33条 別除 第34条 別除	(事業所) 第2条 この法人は事務所を東京都新宿区新宿5丁目7番2号に置き、従たる事務所を総会の議決を経て、必要な地に置くことができる。 (役員の数) 第14条 6-(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。 第6章 (評議員及び評議員会) (評議員) 第33条 この法人に評議員を置く。 2 評議員は、総会の議決に基づき、正会員の中から50人以上50人以内を選任し、会長がこれを任命する。 3 評議員は、役員を兼ねることができない。 4 評議員には、第13条第3項、第15条、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。 (評議員会) 第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。 2 評議員会は、会務について会長の諮問に応じて評議し、意見を述べ、 3 評議員会は、会長が暫面をもって招集する。 4 評議員の議長は、評議員会において互選する。 5 評議員会は、第24条、第25条、第26条及び第27条の規定を準用する。 この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。 (長期借入金) 第42条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度をもって償還する短期借入金を除き、総会においてその3分の2以上の議決を得かつ、厚生大臣の許可を得なければならない。

全国プール水質調査実施

平成11年度厚生科学研究として、全国のプールの水質調査が行われることになった。

主任研究者に、日本大学医学部教授野崎貞彦先生（協会会長）、共同研究者に笹野英雄先生（協会理事）、長島弘典先生を組織した。研究の内容は以下の通りである。

1. 研究の概要

現在、我が国には、10,000施設を越える遊泳用プールと、30,000施設を越える学校プールが存在するといわれており、プールにおける衛生管理は国民の健康を確保する上で非常に重要なものと考えられる。遊泳用プールの衛生基準としては、平成4年に定められた厚生省生活衛生局長通知があり、それをもとに各自治体（保健所等）において適宜指導が行われているのが実態である。

しかし、平成4年以降、トリハロメタン、アルミニウム等の化学物質に関する健康影響が指摘されるようになった。平成6年には水道水の水質基準が改正され、基準項目にトリハロメタンが取り入れられる等、我が国における水を取り巻く環境が変化してきた。諸外国でも、1997年にドイツのDIN（ドイツ規格協会）がプールの規格基準の改訂を行っている。

これらの諸般の状況を踏まえ、我が国におけるプールの衛生基準を見直しする必要性についての議論が活発になったことから、今回、全国のプール水質の実態調査を行い現状を把握するとともに、諸外国におけるプールに関する知見を収集し、プール基準の見直しを行う際の基礎資料とするために本研究を行う。

2. 研究の目的、必要性及び期待される成果

我が国のプールの水質基準項目は、pH、濁度、残留塩素、大腸菌群、過マンガン酸カリウム消費量の5項目が定められているのに対し、DIN規格基準ではこれに加えてオゾン、一般細菌等合計18項目が定められている。

このような国内外の状況を適切に踏まえて我が国のプールの水質基準項目の内容、基準値等を検討するために、国内のプール水の実態調査を行うとともに、諸外国における規制状況に関する知見を収集することにした。

本研究の成果をプールの衛生基準の見直しの際の資料とすることにより、国際的に適用する基準作りに役立つことが期待される。

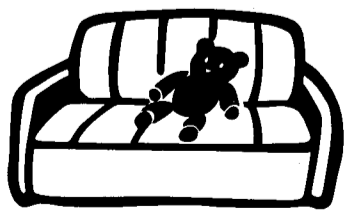
3. 研究計画・方法及び倫理面への配慮

東京、名古屋、大阪の地区から遊泳用プール60カ所を選出し、8月と12月にプール水質について、厚生省局長通知及びDINの基準項目について、上水試験方法及びJIS K-0101、K-0102で水質分析を行う。

結果をまとめ、解析を行った上、プールの水質基準、管理基準の見直しに関する検討を行い、新たな水泳プールの衛生基準の提言を行う。

プール衛生管理者講習会の申し込みは協会迄

〒160-0022
新宿区新宿2-6-3-704
FAX 03-5366-5629



講習会日程

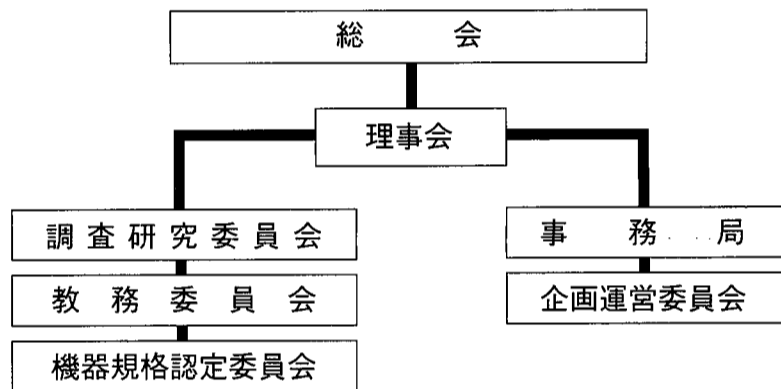
月 日(曜日)		予 定 行 事
9月	16日(木)	第43回プール衛生管理者講習会(東京) 9時~17時
	17日(金)	〃
10月	21日(木)	第44回プール衛生管理者講習会(大阪) 9時~17時
	22日(金)	〃
11月	5日(金)	第17回メンテナンス技術講習会(東京) 9時~17時
	日	第16回通常総会
2月	17日(木)	第45回プール衛生管理者講習会(東京) 9時~17時
	18日(金)	〃
3月	16日(木)	第46回プール衛生管理者講習会(大阪) 9時~17時
	17日(金)	〃

予定は予告なく変更される場合があります。
具体的内容については協会にお問い合わせ下さい。



協会の組織

社団法人 日本プールアメニティ施設協会



<http://www.jpaa.com/>



1999年 5月更新

— ご覧になりたい項目をクリックしてください。 —

協会の定款

協会の組織

正会員名簿

役員名簿

プール衛生管理者講習会

プールメンテナンス技術者講習会

学校教職員水泳プール管理者講習会

協会認定機器一覧

トピックス

機関紙タイトル集

Q&A

相談室

タイトルアニメーション

あなたは、 番目のお客様です。

Copyright (c) 1988 JAPAN POOL AMENITY ASSOCIATION



＜機関紙タイトル集＞

－「プールアメニティ」バックナンバーのご案内－

第1号 (創刊号)	...	「社団法人プールアメニティ施設協会創立」
第2号	...	「遊泳用プールについて」
第3号	...	「快適なプールを目指して」
第4号	...	「より快適なプールの実現を」
第5号	...	「プールの衛生管理等の充実を」
第6号	...	「プール衛生の考え方」
第7号	...	「プール循環浄化装置について」 「オゾン処理」
第8号	...	「プール水処理」紫外線照射・膜処理
第9号	...	「平成5年遊泳用プール調査結果」
第10号	...	「プール衛生管理者養成講習会受講者1,300名突破!!」
☆☆☆		
第11号	...	「プール関連機器規格について」
第12号	...	「プール関連機器規格認定基準の普及へ向けて」
第13号	...	「快適なプール施設は計画的で、適正なメンテナンスから」
第14号	...	「年頭所感」
第15号	...	「第9回総会開催・プール関連機器規格認定制度発足」
第16号	...	「第10回総会開催」
第17号	...	「レジオラネラ属菌による感染症 日和見感染菌について」
第18号	...	「病原性大腸菌による感染症」
第19号	...	「第12回総会開催」
第20号	...	「クリプトスポリジウム等の病原性原虫について」
☆☆☆		
第21号	...	「室内環境とエネルギー消費」
第22号	...	「アメニティープール施設設計ガイドライン(案)－1」
第23号	...	「アメニティープール施設設計ガイドライン(案)－2」
第24号	...	「水泳プールの水質管理について」
第25号	...	「協会認定機器一覧」
第26号	...	「水泳プールに関する原虫、感染症について」

ホームページショートカットアドレス表

ショートカットテキスト	インターネット アドレス
ホーム	http://www.jpaa.com/index.html
menu1	http://www.jpaa.com/menu1.html
menu2	http://www.jpaa.com/menu2.html
menu3	http://www.jpaa.com/menu3.html
menu4	http://www.jpaa.com/menu4.html
menu5	http://www.jpaa.com/menu5.html
menu6	http://www.jpaa.com/menu6.html
menu7	http://www.jpaa.com/menu7.html
menu8	http://www.jpaa.com/menu8.html
menu9	http://www.jpaa.com/menu9.html
menu10	http://www.jpaa.com/menu10.html
menu11	http://www.jpaa.com/menu11.html
menu12	http://www.jpaa.com/menu12.html
menu0	http://www.jpaa.com/menu0.html
JPAA相談窓口 JAPAN POOL AMENITY ASSOCIATION	mailto:jpaa@sepia.ocn.ne.jp



＜Topics !＞

－ 機器認定制度発足 －

＜認定制度実施要領＞

平成4年4月の厚生省生活衛生局長通知(「遊泳用プールの衛生基準について」)から、プール水の水処理が、これまでの循環浄化装置プラス塩素消毒から、オゾン浄化装置、紫外線照射装置、膜処理装置等を組み込んだ多種多様な高度水処理システムの採用が可能となった。従来これらの機器類は、各製造者が独自で性能表示や操作基準等を規定してきたが、使用する側のプール運営者が、機器の選定・採用から、メンテナンスに至るまで、公正な基準により比較検討できるように、水処理装置機器の規格基準を設定、表示方法も統一化し、さらに一定水準以上の機器を認定し、性能面、保守・維持管理面を含め経済的で衛生的な機器の選択を容易にした制度を発足させるものである。

＜協会認定ラベル＞



正 会 員 名 簿

平成11年6月29日現在

(五十音順)

- | | |
|---------------------|--|
| 会社名 | 本社所在地 |
| 株式会社東工業 | 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目24番14号 |
| 株式会社荏原製作所 | 〒144-0042 東京都大田区羽田旭町11番1号 |
| 荏原エンジニアリングサービス株式会社 | 〒108-0075 東京都港区港南2丁目13番34号 NSS IIビル |
| 株式会社協和産業 | 〒466-0832 愛知県名古屋市中区昭和区駒方町4丁目2番1号 |
| 栗田工業株式会社 | 〒160-8383 東京都新宿区西新宿3丁目4番7号 |
| 財団法人厚生年金事業振興団 | 〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目5番10号 |
| 壽化工株式会社 | 〒467-0012 愛知県名古屋市中区瑞穂区豊岡津1丁目14番地 |
| 小松化成株式会社 | 〒153-0044 東京都目黒区大橋1丁目6番3号 日米ビル |
| 株式会社ササクラ | 〒555-0011 大阪府大阪市西淀川区竹島4丁目7番32号 |
| サンエイ工業株式会社 | 〒457-0862 愛知県名古屋市中区内田橋2丁目19番20号 |
| 株式会社三協 | 〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田112番地 |
| 株式会社三進ろ過工業 | 〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目22番2号 |
| 株式会社ショウエイ | 〒211-0051 神奈川県川崎市中原区宮内1丁目19番23号 |
| 住友精密工業株式会社 | 〒660-0891 兵庫県尼崎市扶桑町1番10号 |
| 千代田工販株式会社 | 〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目2番1号 銀座東芝ビル7F |
| 株式会社テラルキョクトウ | 〒720-0003 広島県福山市御幸町森脇230番地 |
| 東西化学産業株式会社 | 〒104-0033 東京都中央区新川1丁目22番11号フジライト新川ビル7階 |
| トースイ株式会社 | 〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目7番7号 |
| 東レ株式会社 | 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2丁目2番1号 |
| 日機装エコー株式会社 | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4丁目24番3号 協栄生命池袋ビル7F |
| 日本フィルコン株式会社 | 〒206-8577 東京都稲城市大丸2220番地 |
| フジカ濾水機株式会社 | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋5丁目39番15号 |
| 富士電機株式会社 | 〒100-8410 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビル |
| ベルメック電極株式会社 | 〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤2023番地15号 |
| ミウラ化学装置株式会社 | 〒558-0013 大阪府大阪市住吉区我孫子東1丁目10番6号 太陽生命ビル |
| 三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社 | 〒135-0042 東京都江東区木場2丁目8番3号 CN-2ビル |
| ヤマハ発動機株式会社 | 〒431-0300 静岡県浜名郡新居町向島3380-67 |
| 理水化学株式会社 | 〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町1丁目4番10号 理水ビル |
| ローレル株式会社 | 〒640-8343 和歌山県和歌山市吉田332番地 |
| ロンシール機器株式会社 | 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町4丁目6番地 |

協会認定機器一覧

申請者	機器の名称	型式・型番	認定月日	認定番号	
富士電機株式会社	プール水浄化用 オゾンナイザー	POL-250N	H10.1.14	0001	
		POL-450N	H10.1.14	0002	
		POL-600N	H10.1.14	0003	
		POL-1200N	H10.1.14	0004	
ミウラ化学装置株式会社	珪藻土式 全自動型 濾過装置	PA40-204AT	H10.1.14	0010	
		PA60-206AT	H10.1.14	0011	
		PA100-210AT	H10.1.14	0012	
		PA150-215AT	H10.1.14	0013	
	砂式全自動型 濾過装置	MS-II SAT	H10.1.14	0014	
		MS-III SAT	H10.1.14	0015	
		MS-IV SAT	H10.1.14	0016	
日本フィルコン株式会社	全自動砂式 濾過装置	P-41SA	H10.1.14	0018	
		P-61SA	H10.1.14	0019	
		P-91SA	H10.1.14	0020	
		P-121SA	H10.1.14	0021	
		全自動サヤマ式 珪藻土濾過装置	P-41ME	H10.1.14	0022
	P-61ME		H10.1.14	0023	
	P-91ME		H10.1.14	0024	
	P-121ME		H10.1.14	0025	
	株式会社三協		サンド全自動型	NB-6型	H10.1.14
		NB-7型		H10.1.14	0027
NB-8型		H10.1.14		0028	
NB-9型		H10.1.14		0029	
栗田工業株式会社	全自動砂式 プール循環 浄化装置	KPF-LA-2型	H10.1.14	0030	
		KPF-LA-3型	H10.1.14	0031	
		KPF-LA-4型	H10.1.14	0032	
		KPF-LA-5型	H10.1.14	0033	
株式会社協和産業	全自動砂式 循環濾過装置	KSO-100-2000FL	H10.1.14	0034	
		KSO-130-2200FL	H10.1.14	0035	
	全自動 カートリッジ式 循環濾過装置	ZA-80G	H10.1.14	0036	
三菱電機株式会社		SN50	H10.6.24	0037	
		SN25	H10.6.24	0038	
		SN12.5	H10.6.24	0039	
住友精密工業株式会社	オゾン浄化装置 無声放電式	SPA-15A	H10.6.24	0040	
		SPA-25A	H10.6.24	0041	
		SPA-35A	H10.6.24	0042	
日機装エコー株式会社	砂式濾過機	SFF-11-AUTO	H10.10.1	0043	
		SFF-14-AUTO	H10.10.1	0044	
		SFF-16-AUTO	H10.10.1	0045	
		SFF-19-AUTO	H10.10.1	0046	
		SFF-21-AUTO	H10.10.1	0047	
ロンシール機器株式会社	全自動砂式 循環ろ過装置	LFI-70A	H11.2.4	0048	
		LFI-100A	H11.2.4	0049	
		LFI-140A	H11.2.4	0050	
	全自動砂式 循環ろ過装置	LFI-50A	H11.6.2	0051	
		LFI-180A	H11.6.2	0052	

「水泳プール管理の要点」

協会理事 笹野 英雄

- Q1. プールの水が緑色になった。**
A1. 藻が発生しており、殺藻の必要がある。
 藻の発生量が少ない時は塩素剤を10mg/l投入し、プール水をよく攪拌後翌朝までろ過機稼働させる。藻の発生量が多い時は塩素剤を20-25mg/l投入、翌朝までろ過機を稼働させるとよい。それでも解決しない時は、清掃、全換水を行う。
- Q2. プールの水が茶色になった。**
A2. 施設やプール用水由来の鉄やマンガンなどの金属の多いことがある。
 プール使用終了後に塩素剤を通常の約2-3倍量添加（鉄が酸化されて赤くなる）し、その後凝集剤を用いてろ過するとよい。
- Q3. プールの水がぬるぬるする。**
A3. 水がアルカリ性になっている可能性があるためpHを確認する。
 アルカリ性の場合は、うすい酸でpHを調整するとよい。
- Q4. プールの壁がぬるぬるする。**
A4. 藻が発生し始めているので、A1.の除藻法を適用するとよい。
- Q5. 泳いでいると目が痛い。**
A5. pHを測定する。アルカリ性の時はうすい酸で調整する。pHに異常がない時は、残留塩素濃度が高くなっているかどうかを確認し、還元剤で中和するとよい。
 水の濁りで目が痛いときがあるので、その時には充分にろ過するとよい。
- Q6. プール水が臭う。**
A6. 発藻の場合が多いので、水の色、ぬるぬるを確認し、除藻する。
 水が古くなると臭うので、その時は一部換水すると除臭できることがある。
- Q7. 濁度（透明度）の簡易判定法はありますか。**
A7. プールサイドに立ち、プール底の白線がはっきり見えれば濁度は約3度である。
- Q8. プール水に使用する殺菌・消毒剤は食品添加物ですか。**
A8. プールでは医薬品の許可を受けた殺菌・消毒剤を使用すること。
- Q9. 遊離型有効塩素と結合型有効塩素はどのようなものですか。**
A9. 遊離型塩素には、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム、塩素化イソシアヌール酸があり、水中での殺菌力の強い次亜塩素酸(HOCl)を生じる。
 プール水中にアンモニアが存在すると殺菌力の弱い結合型有効塩素のクロラミン(NH₂Cl、NHCl₂、NCl₃)を生じる。ただし、消毒持続効果は結合型塩素の方が大きくなる。
- Q10. 遊離型有効塩素と殺菌力との関係はどうなっていますか**
A10. 15-30秒（ウイルスは60秒）で殺菌（不活化）できる塩素量
- | 濃 度 | 対象細菌、★ウイルスは0.4mg/l以上 |
|---------|--|
| 0.1mg/l | 大腸菌、チフス菌、コレラ菌、赤痢菌、緑膿菌、腸炎菌、白色ブドウ球菌、ジフテリア菌、溶血性連鎖球菌、黄色ブドウ球菌 |
- Q11. 残留塩素の消費速度はどのようになっていますか**
A11. 水温が高くなったり、入泳者が多くなると消費量が多くなる。気温が高く、日光の強い日には10分で0.1mg/l消費するという報告がある。
- Q12. 塩素の殺菌力とpHの関係はどのようになっていますか**
A12. 水質基準は5.8-8.6ですが、酸性側の5.8-7.0はアルカリ側の7.0-8.6よりも殺菌力が強くなる。
- Q13. プール水のpH調整はどのようにすればよいですか**
A13. pHが低い時はソーダ灰で、pHが高い時は重硫酸ナトリウムで中和する。
 ビーカー内で予備試験して中和剤の使用量を出しておくことよい。
- Q14. ろ過機の運転時間は、どれくらいが適当ですか**
A14. 一般に一日当たり4-6ターンが必要だといわれている。

編集後記

平成11年2月17日の衆議院予算委員会での質問に「水泳プールの水質」が取り上げられ、平成11年度に水泳プールの水質を中心とする全国調査が実施される事となった。当協会も臨時総会、定期総会を開催し、全面協力する事とした。調査の実務は、厚生科学研究とし、主任研究者に当協会会長野崎貞彦（日本大学医学部公衆衛生学教室教授）が就任し、厚生省、文部省、東京都、東京都特別区、大阪府等の協力を得て、実務調査を行う事となった。

今迄、日本では、プール水質の実態調査研究データは充分蓄積されておらず、現状分析があまり行われていなかった。これを機会に、当協会が主体となり、新規管理手法の開発や、アメニティー向上の具対策を検討していかねばならない。特に、環境負荷を考慮した省エネルギー、省資源、省廃棄物は、国民的課題をこえ、人類全ての課題となっている現状を十分把握し、近視眼的利益の追及にならないよう最適条件を設定して推進しなければならない。

公益法人である当協会は、運営を合理化し、維持管理費の低減を更に推進し、良質のサービスを低コストで国民に供給する方法を工夫する事が重要であろう。

通信技術、データ処理ソフトの技術革新を早期に活用し、合理化を推進する必要があります。